

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年3月5日

岡山市長 大森雅夫

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ICOT NICOT

所在地 岡山市北区駅前町一丁目8番

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社新広島企画

住所 岡山市北区駅前町一丁目1番1号

代表者 代表取締役 千原 行喜他8者（別紙1のとおり）

#### (3) 変更事項

##### ①大規模小売店舗の名称

（変更前）岡山市駅前第一市街地再開発ビル

（変更後）ICOT NICOT

##### ②大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）

名称 有限会社新広島企画

住所 岡山市北区駅前町一丁目1番1号

代表者 代表取締役 千原 行喜

（変更後）

名称 株式会社新広島企画

住所 岡山市北区駅前町一丁目1番1号

代表者 代表取締役 千原 行喜

##### ③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙2の上の表のとおり

（変更後）別紙2の下の表のとおり

#### (4) 変更年月日

①平成30年12月7日

②令和2年11月2日

③平成30年12月7日

(5) 変更する理由

- ①全館リニューアルのため
- ②会社の組織変更のため
- ③リニューアルによる店舗入れ替え

2 届出年月日

令和3年2月26日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年3月5日から令和3年7月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課